

◎損害賠償専決処分について

1 専決処分の日

令和7年5月12日（月）

2 事故発生日時

令和7年3月15日（土）午前11時頃

3 事故発生場所

不入斗公園第2軟式野球場及び第2駐車場

4 事故の発生状況

横須賀市中学校春季野球大会に出場していた市立中学校軟式野球部の生徒が打ったファウルボールが防球ネットを越えてしまい、駐車場の乗用車に当たりました。

5 事故の被害状況

被害者車両の右サイドミラーが損傷しました。

6 事故の原因

上記試合中に生徒が打った打球が、大きく左に逸れ、防球ネットを越えてしまいました。

7 被害者への対応

本事故による被害車両の修理費について示談交渉を行い、令和7年5月12日に示談を締結し、損害賠償として341,814円を令和7年5月21日に支払いました。なお、当該損害賠償については、市加入の損害賠償保険により全額を補填しました。

8 今後の同様の事故の対応について

このような事故が起きうる前提で大会の開催、運営にあたるよう、事故発生時の対応方法の整理等について、検討を進めてまいります。

また、改めて、学校体育行事等における事故防止を徹底してまいります。